

# 税の申告はお早めに

▼問い合わせ  
 税務グループ  
 加古川税務署  
 ☎079(435)0358  
 ☎079(421)2951

2月16日(月)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月16日(月)までに申告してください。2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

## 所得税

サラリーマンなど給与所得の方

《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了します。確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。

① 昨年の給与の収入額が2千

万円を超える方

② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方

③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方



事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方
- ④ 年金を受けている方で年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ① 平成20年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
- ② 病气やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除…次頁枠内参照)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
- ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)
- ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)



## 町県民税(住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- ① 平成21年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方
  - ・勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方

給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)

平成20年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方

なお、平成20年分の所得税で住宅ローン控除額が控除しきれしまつ方は、対象外となります。

所得税がかからない方で、医療費控除、雑損控除を受けようとする方

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は申告が必要です

▼実施期間 平成20年度～28年度

▼申告手続 3月16日(月)までに「町県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出し

## 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

税務グループ  
 ☎079(435)0358

介護保険料・後期高齢者医療保険料  
 保険年金グループ  
 ☎079(435)2581

▼問い合わせ

町県民税と国民健康保険税  
 税務グループ  
 ☎079(435)0358

介護保険料・後期高齢者医療保険料  
 保険年金グループ  
 ☎079(435)2581

第2庁舎です

## 申告受付会場

- ▶場所 播磨町役場第2庁舎3階 第2会議室
  - ▶期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日を除く)
  - ▶受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
- ※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)
- ▶受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告

※譲渡所得・事業所得(1年目)・住宅借入金等特別控除(1年目)・住宅耐震改修特別控除・青色申告・準確定申告・損失申告の方は税務署で申告してください。

▶申告に際しての注意事項

- ・医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)
- ・事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、収支内容についての指導は行っていません)
- ・平成20年分の農業所得の申告には、収支計算書が必要です。

《収支計算の方法》収入金額－必要経費＝所得金額  
 収入金額…米や野菜の販売金額・自家消費など  
 必要経費…種もみや苗代、水利費、土地改良費、農機具の減価償却費や修繕費

## 注意事項

●「おむつ」に係る費用の医療費控除について  
 おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定の申請をした方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって役場保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。

該当される方は、保険年金グループに申請してください。

▶対象 下記のすべてに当てはまる方

- ・以前、医師が発行した「おむつ証明書」で医療費控除を受けられた方〔今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方〕
- ・介護保険の申請をされている方で ①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある ②障害老人自立度がBまたはCの方

●障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

▶問い合わせ

保険年金グループ ☎079(435)2582



# 税務署からのお知らせ

▼問い合わせ 加古川税務署 ☎079(421)2051

**税理士による地区申告相談会場ののご案内**

近畿税理士会加古川支部・商工会議所・商工会及び(社)加古川納税協会などの協力により、小規模事業者のための申告相談会場を次の会場で開設します(無料)。消費税の申告相談にも応じていますので、お気軽にご利用ください。(前年分の収支内訳書の控えや申告書の控え・筆記用具・計算器具はご持参ください)

▼開設会場 加古川市役所 10階大会議室

▼開設期間 2月2日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)

▼開設時間 午前9時～正午 午後1時～4時

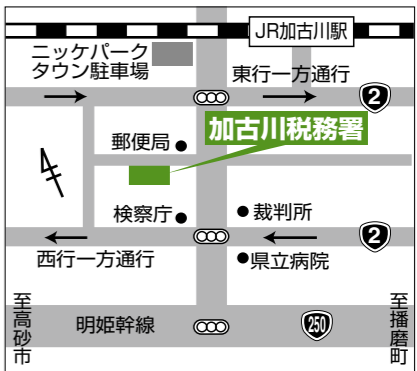
※事業所得、不動産所得や譲渡所得のあり方、贈与税・相続税関係の相談は行っていません。

▼相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時

▼相談会場 中央公民館 2階視聴覚室

今年も、還付申告会場を開設します。サラリーマン(中途退職された方を含む)や年金所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除など所得税の還付申告をされる方はご利用ください。

**還付申告会場のご案内**

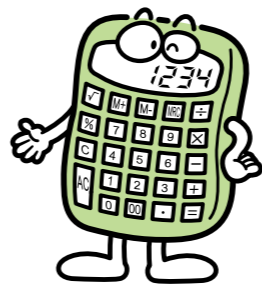


く場合がありますので、あらかじめご了承願います。

## 確定申告書のお問い合わせ は提出は加古川税務署へ

▼相談日 月～金曜日(土・日・祝日を除く)

▼相談時間 午前9時～正午 午後1時～5時



### 申告と納税は期限内に

- 所得税・贈与税 3月16日(月)まで
- 消費税(個人事業者) 3月31日(火)まで

2月22日～3月1日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。※税務署は駐車場スペースが少ないので、車の来場はご遠慮ください。なお、税務署から北へ約400mのニッケパークタウンでは、2時間まで無料(午前9時30分から利用可)で駐車場が利用できますので、ご利用ください。

### 所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe・Taxで!

あらかじめ登録をすれば自宅からインターネットを通じて、申告や納税などを行うことができる「国税電子申告・納税システム(e・Tax)」のサービスがあります。e・Taxで所得税の確定申告を行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようにしました(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることはありません)。

また、本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe・taxで行うと、最高5千円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成19年分または20年分のいずれか1回)。

e・Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)ので、ぜひご利用ください。

e・Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

**国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」について**

確定申告期は、多数の納税者の方々が税務署にお越しになり、大変混雑します。国税庁のホームページでは、「自宅で簡単に申告書が作成できる」「確定申告書等作成コーナー」を掲載していますので、ぜひご利用ください。なお、作成された申告書は郵送などにより提出いただく、税務署に行く必要がなく便利です。国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp>

## 平成21年度から実施 住民税にかかる税制改正

2月16日(月)から始まる確定申告に向け、平成21年度実施の改正についてお知らせします。

▼問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358

### 1. 個人町県民税(住民税)の公的年金からの天引き(特別徴収)制度が導入されます

今まで納付書や口座振替で納付いただいていた公的年金にかかる個人の町県民税が、平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金などの公的年金から天引き(特別徴収)されることとなります。

▼対象となる方 公的年金を受給されている65歳以上の方で、天引きされる年度の初日(4月1日)に年金を受給されている方。ただし、次に該当される方は対象となりません。①老齢基礎年金などの給付額の年額が18万円未満の方 ②当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの給付額の年額を超える方

▼天引き(特別徴収)される税額 天引き対象となる税額は、公的年金の年金所得に係る均等割額及び所得割額です。

※公的年金所得のほかに給与所得があり、給与から天引きされている方の均等割額は、公的年金から天引きされませんが、所得割額は給与所得に係る税額を差し引いた残りの税額が公的年金から天引きされます。

▼天引き(特別徴収)の時期及び徴収方法

平成21年度及び新たに特別徴収になる場合、年度前半においては、年税額の1/4ずつを6月・8月に普通徴収により納付書や口座振替などで、ご自身でお支払いいただきます。

年度後半の10月・12月・2月の年金支払い時においては、年税額の1/6ずつを年金から天引き(特別徴収)いたします。

※翌年度は、2月で納付した額と同じ額をそれぞれ4月・6月・8月に仮徴収として納めます。

#### ▶天引き(特別徴収)の時期

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

### 2. 都道府県・市町村に対する寄附金税制が拡充されます

「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・市町村に対する寄附金税制が変更されます。

#### 【改正による変更点】

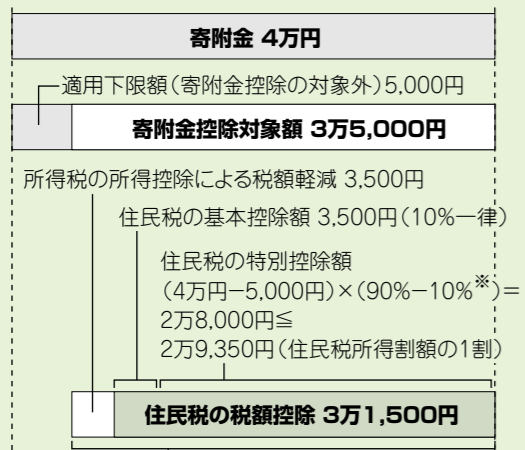
	現行	改正後
対象範囲	都道府県又は市町村	都道府県又は市町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金 × 税率(10%) の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて控除 [税額控除額の計算方法] ①と②の合計額を税額控除 ①(地方公共団体に対する寄附金-5千円)×10% ②(地方公共団体に対する寄附金-5千円)×(90%-※0~40%) …改正後追加された特例控除 ※寄附者に適用される所得税の限界税率 ②の額については、個人住民税所得割額の1割を限度
控除限度額	総所得金額等の25%(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の30%(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10万円	5千円

#### 【申告手続き】

個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先からもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。※具体的な寄附の手続きについては、寄附先の都道府県・市町村にお問い合わせください。

#### 【寄附金控除の計算例】

条件：○給与収入700万円、または事業所得510万円で夫婦2人(うち1人特定扶養)  
○所得税の限界税率：10%、住民税所得割額：293,500円



※(注)…「所得税の限界税率」は個人の所得、所得控除額に応じて5%、10%、20%、23%、33%、40%と変わります。